

仕 様 書

件 名	テレビ放送電波障害対策設備保守管理	作成年月日 所 属 作 成 者	令和 7 年 1 月 30 日 都城駐屯地業務隊管理科 防衛事務官 赤崎 莉乃
-----	-------------------	-----------------------	---

1 概 要

陸上自衛隊が都城駐屯地周辺の戸建住宅 21 棟及び集合住宅 1.1 棟(2(1)項参照)に整備したテレビ放送電波障害対策設備(以下「CATV設備」という。)の運用において、受注者は受信者に対し安定的に対象のテレビジョン放送を提供するための保守管理を行う。

2 適用範囲

(1) 建物名・住所(「対象建物配置図」参照)

No.	建 物 名	住 所	備 考
1	Y邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目2街区8号	
2	M邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目6街区15号	
3	Y邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目6街区16号	
4	T邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目7街区4号	
5	T邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目7街区17号	
6	K邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目10街区2号	
7	T邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目9街区12号	
8	Y邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目9街区21号	
9	H邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目9街区22号	
10	F邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目13街区8号	
11	M邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目13街区8号	
12	T邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目13街区4号1	
13	Y邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目13街区4号3	
14	M邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目13街区4号5	
15	N邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目13街区36号	
16	I邸	宮崎県都城市鷹尾3丁目22街区16号	
17	Y邸	宮崎県都城市鷹尾3丁目23街区5号	
18	T邸	宮崎県都城市鷹尾3丁目23街区18号	
19	N邸	宮崎県都城市鷹尾3丁目22街区12号	
20	F邸	宮崎県都城市鷹尾4丁目5街区13号	
21	都城西高等学校職員住宅	宮崎県都城市鷹尾4丁目10街区5号	
A	市営川崎団地50-2棟	宮崎県都城市鷹尾4丁目3街区10号	18戸
B	宮崎財務事務所都城住宅	宮崎県都城市鷹尾4丁目6街区9号	20戸
C	吉国コーポ	宮崎県都城市鷹尾4丁目8街区13号	10戸
D	ラウレア	宮崎県都城市鷹尾4丁目9街区22号1	10戸
E	GFB鷹尾	宮崎県都城市鷹尾4丁目9街区24号	2戸
F	コンフォールK(A・B・C)	宮崎県都城市鷹尾4丁目13街区2号	3棟28戸
G	本村住宅(1・2・3)	宮崎県都城市鷹尾4丁目13街区30号	3棟6戸

(2) 保守管理対象のCATV設備

「CATV設備保守管理範囲図」参照

3 一般事項

(1) 保守管理期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

(2) 本件は、「都城駐屯地隊庁舎建設に係るテレビ放送受信障害の解消に関する協定書(以下「協定書」という。))及び「テレビ放送受信障害解消に対する処理要領について(通知)(防整技第7159号)」に則り、適切に実施するものとする。

(3) 対象テレビジョン放送電波

KKB(19ch)、MBC(20ch)、KTS(21ch)及びKYT(26ch)

4 特記事項

(1) 受信者から視聴障害等に関する問い合わせがあった際は、受注者側の負担において原因を究明し、早期の復旧に努めるものとする。なお、視聴障害等の原因が受信者側の場合は、可能な限りその復旧に協力するものとする。(受信者の取り扱いに起因する破損・故障等は除く。)

(2) 受信者がCATV設備を破損・故障等させた場合は、速やかに書面にて係官へ報告し、その復旧に必要な作業の見積書を受信者へ提出するものとする。なお、復旧完了後、係官へ書面にて報告するものとする。

(3) 保守管理の費用には地上波の再送信に係る費用(利用料)を含むものとする。

(4) 受注者は、受信者が問い合わせを行う受付対応窓口を設けるものとし、受付対応時間は次による。

受付対応時間：0900～1800(日・祝日を除く。)

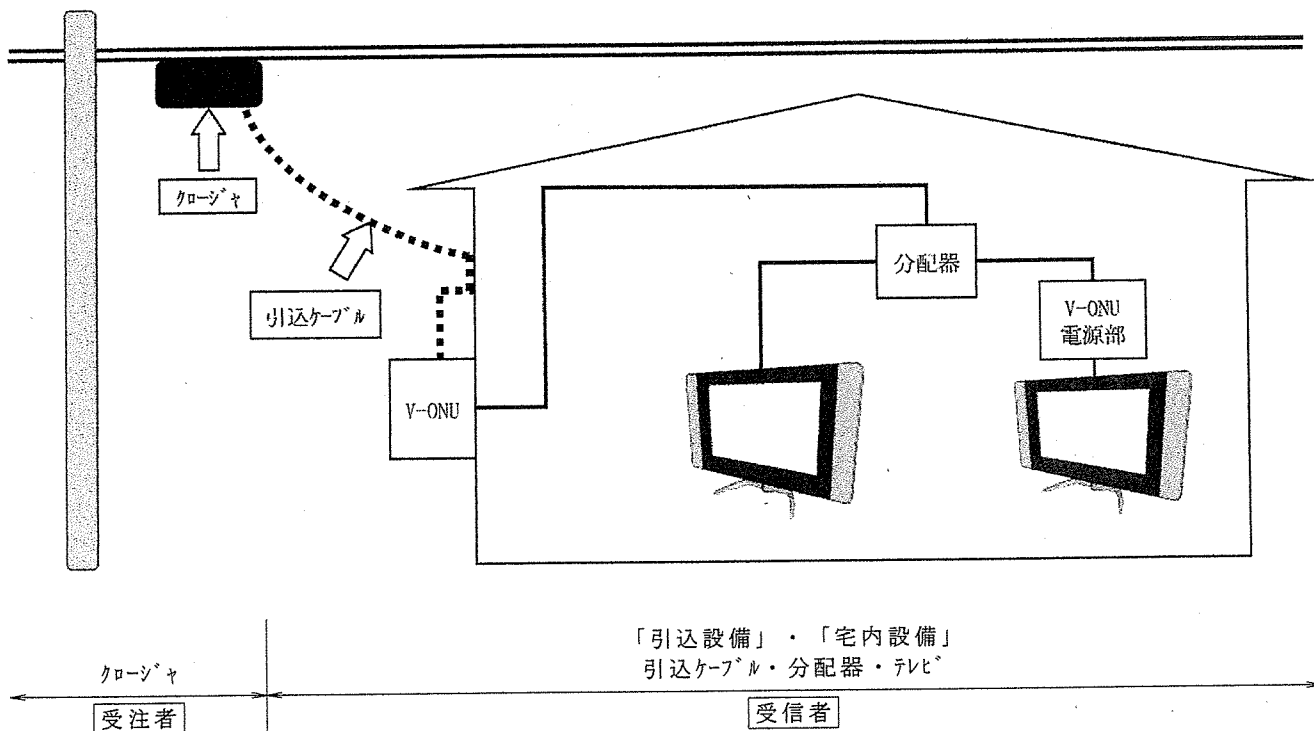
※緊急対応が必要と判断した場合は、時間外でも対応するものとする。

(5) 予防保守作業

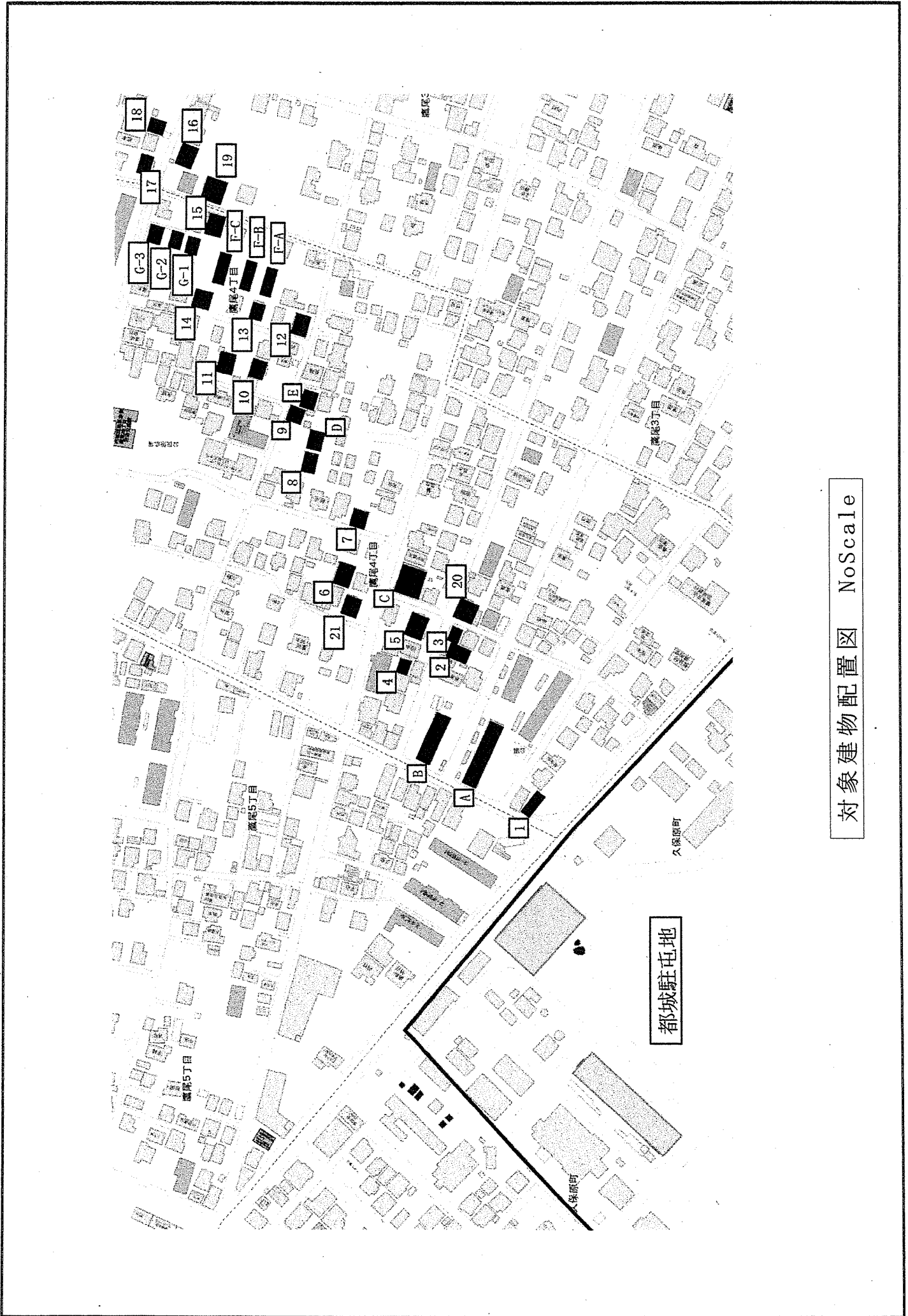
受信者の敷地内に入って行う定期的な保守作業は行わないものとするが、予防保守上、受注者が必要と判断した場合は、受信者の承諾を得た上で敷地内のCATV設備の保守点検を行うものとする。

(6) 保守管理対象外の設備

協定書に規定する「引込設備」及び「宅内設備」は、受信者側の負担において維持管理を行うものとし、官側は一切の補償を行わない。(「CATV設備保守管理範囲図」参照)



CATV設備保守管理範囲図



対象建物配置図 NoScale